

## 豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業実施要綱

### (目的)

第1条 豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業（以下「事業」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第4号に基づき、医療介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域における包括的かつ切れ目のない継続的な在宅医療・介護の提供を支援することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は豊中市（以下「市」という。）とする。ただし、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「規則」という。）第140条の67に基づき、この事業を適切に実施できると市が認めた法人等（以下「受託者」という。）に対し、事業運営の全部または一部を委託することができる。

### (事業内容)

第3条 この事業は、規則第140条の62の8第1項第1号から第4号に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業
  - (2) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
  - (3) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
  - (4) 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業
- 2 前項各号に掲げるもののほか、市で定める事業

### (職員の配置等)

第4条 受託者は、事業を円滑に遂行するため、在宅医療（在宅歯科医療）・介護コーディネータを配置するものとする。

- 2 在宅医療（在宅歯科医療）・介護コーディネータは、資格要件を定めないが、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、かつ、介護支援専門員資格を持つなど介護に関する知識にも精通している者で、地域医療の実情を熟知している者とする。

### (運営の公平性・中立性の確保)

第5条 受託者は、事業を実施するにあたり、高齢者及びその家族の意思を尊重し、高齢者に提供するサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることなく公平性・中立性の確保に努めなければならない。

### (守秘義務)

第6条 受託者及びその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

**(補則)**

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。